(二) 被災地の本格的な雇用復興のための産業施策と一体となった雇用機会創出への支援（「被災地雇用復興総合プログラム」の推進）

東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内における災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用地域（以下「被災地」という。）での本格的な安定雇用を創出するため、事業の再建及び高度化、新規立地等の支援等の産業振興と雇用対策の一体的支援として、関係自治体、関係団体等の連携の下、「被災地雇用復興総合プログラム」を創設し、雇用創出基金事業を拡充して、重点分野雇用創造事業の雇用復興推進事業として、次のア及びイに定めるところにより、事業復興型雇用創出事業及び生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業を推進する。

また、「『日本はひとつ』しごと協議会」等を通じて関係自治体、関係団体等との連携を図ることで、産業政策及び事業復興型雇用創出事業の利用により雇用増が期待される事業所等に対し、公共職業安定所への求人の提出を求めるほか、公共職業安定所は、当該事業所に対して積極的に求人開拓を実施するとともに、適切な人材の紹介に努める。

ア　事業復興型雇用創出事業の推進

将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行う。

イ　生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の推進

高齢者から若者への技能伝承、女性や障害者等の活用、地域に根ざした働き方等、雇用面でのモデルとなる事業であって、将来的に自らの雇用創出が期待されるものを都道府県又は市町村が民間企業や非営利活動法人等に委託して実施する。

(三) 東日本大震災や円高の影響による失業者の雇用機会創出への支援

被災者の雇用機会を創出する震災対応事業を震災等緊急雇用対応事業として拡充しており、被災者を含めた東日本大震災及び円高の影響による失業者の雇用の場を確保するため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業や非営利活動法人等への委託により雇用を創出するための事業を実施する。

(四) 東日本大震災や円高の影響を受けた者への就職支援

東日本大震災や円高の影響を受けた者への就職支援は、次のアからカまでに定めるところにより実施する。

ア　雇用調整助成金等による支援

都道府県労働局は、雇用調整助成金の活用を促し、円高の影響を受けた事業主の雇用維持努力を積極的に支援する。

また、被災離職者等を雇い入れる事業主に対して助成する被災者雇用開発助成金について、平成二十三年度第三次補正予算により、一年以上継続雇用した本助成金の対象者が十人以上となった場合に助成金の上乗せを行う拡充を行ったことから、当該助成金の活用を促し、被災者雇用の更なる促進を図る。

イ　新卒者等の就職支援

東日本大震災や円高の影響を受けた新卒者等の就職支援のため、ジョブサポーターによるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、卒業後三年以内の被災既卒者を雇用した事業主に対して奨励金を支給する。

また、被災三県の労働局において、就職面接の機会を継続的に提供するために、被災新卒者を対象とした就職面接会を開催するとともに、被災三県以外の労働局においても、被災新卒者を対象とした就職面接会を開催する。

さらに、被災新卒者が首都圏で就職活動を行う際に、独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校の宿泊施設及び独立行政法人国立青少年教育振興機構国立オリンピック記念青少年総合センターの宿泊施設を無料で提供する支援を引き続き実施する。

ウ　障害者の就職支援

被災地域の障害者に対しては、引き続き、公共職業安定所と障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センター等の関係機関とが連携し、きめ細かな就職支援を実施する。

また、正規雇用奨励金を拡充した被災地での実習型雇用支援事業の活用を促し、被災地において障害者の常用雇用の促進を図る。

さらに、被災三県の障害者就業・生活支援センターにおける就業支援体制の充実を図るとともに、障害者の職場適応が容易になるよう、被災三県の地域障害者職業センターにおける職場適応援助者（以下「ジョブコーチ」という。）による支援や職場準備訓練の充実を図る。

エ　長期失業者の就職支援

被災三県等での離職後一年以上の長期失業者等の求職者に対して、民間職業紹介事業者への委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職業紹介や職場定着支援等の就職支援を総合的に実施する。

オ　農林漁業者の就労支援

(ア) 農漁業者雇用支援事業の推進

被災三県の農業法人・漁業経営体等が農漁業者であった中高年齢者を雇用し、当該事業で実施する農漁業者雇用支援講習を受講させた場合、当該講習に係る費用及び賃金相当分を支給し、就労支援を強化する。

(イ) 農林業等就職促進支援事業の推進

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び被災者多数受入地（多くの被災者を受け入れた地域をいう。以下同じ。）の公共職業安定所の農林漁業就職支援コーナーの体制を強化するとともに、被災者多数受入地において関係機関と連携した合同企業面接会を積極的に開催し、当該県及び被災者多数受入地の農林漁業求職者の就業機会の確保を図る。

カ　被災三県の復興のための工事に従事する建設労働者の教育訓練及び雇用改善

被災三県の中小建設事業主が行う建設教育訓練や雇用管理改善の取組に対して支援する建設雇用改善助成金について、助成率の拡充等を行うとともに、合宿形式による失業者向けの短期集中訓練に対する支援を行い、被災三県における建設労働者の教育訓練及び雇用改善を図る。

(五) 職業訓練の推進等

ア　公的職業訓練の推進

成長分野を中心に、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の受講を推進するとともに、訓練修了者への就職支援を強化する。

イ　キャリア形成促進助成金の拡充

被災地の復興や、東日本大震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材の育成を推進するため、訓練経費や訓練中の賃金への助成率引上げ等の特例を設けているところであり、引き続き被災地等における人材育成を推進する。

ウ　成長分野等人材育成支援事業の拡充

成長分野等人材育成支援事業を平成二十三年十月から拡充し、成長分野等の事業主が、成長分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、必要な職業訓練を行う場合に、ＯＪＴ（労働者に仕事をさせながら行う訓練をいう。）も含め助成を行っているところであり、これにより、円高の影響を受けた労働者の雇用の確保を図る。

また、自県以外の大学院等での先進的又は高度な教育訓練により、地域の産業の高度化や新産業創出を担う中核人材を育成する被災三県の中小企業事業主に対して、授業料及び住居費等の助成を行う特例を実施しているところであり、引き続き被災三県における人材育成を推進する。